

那覇クルーズターミナルでの臨時免税店出店事業者の募集について  
(2019年4～6月寄港分)

2019年2月25日  
那覇港管理組合

「事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度」による、「那覇クルーズターミナル」での臨時免税店の出店を希望する事業者を以下のとおり募集します。

## 1 出店場所

泊ふ頭8号岸壁 那覇クルーズターミナル 1階ピロティ内

## 2 出店数及び出店面積

4～8店舗（1寄港日につき）

店舗の配置や面積は、別紙「那覇クルーズターミナル臨時免税店区画配置図（1階ピロティ内）」のとおり。

応募事業者が8事業者に満たない場合は、最大21㎡の区画での出店を認めることがある。最大21㎡にする区画は、応募状況に応じて那覇港管理組合が定めるものとする。

## 3 出店予定日及び出店可能時間

別紙「臨時免税店出店可能日時」参照

※クルーズ船寄港日程の変更等により、出店日に変更されることがある。

※出店時間は、クルーズ船入港の3時間後から、出港の1時間前まで。ただし、出港が深夜になる場合、出店は22時まで。

## 4 出店事業者の資格

下記要件をすべて満たす事業者とする

- (1) 一般型消費税免税店事業者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし更生計画認可決定がなされている場合については、この限りでない。）
- (3) 法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団もしくは同条第6号の暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 下記要件のいずれかを満たす者であること。
  - ① 那覇市、浦添市に、本店もしくは本社を有する事業者
  - ② 沖縄県商店街振興組合連合会に加盟する商店街振興組合の会員
  - ③ 那覇市観光協会もしくは浦添市観光協会の会員
- (6) 県税及び市町村税を滞納していないこと。

## 5 設営経費等

- (1) テーブル、イス、レジ及びその他の準備・設営は、出店事業者が各自で行うこと。
- (2) 使用面積は、別紙「那覇クルーズターミナル臨時免税店区画配置図（1階ピロティ内）」のとおり。

## 6 搬入及び搬出

搬入出経費は、出店者負担とし、搬入出方法や搬入出を行う時間については、事前に那覇港管理組合と調整を行うこと。

## 7 港湾施設使用料

1日あたり190円/㎡（税抜き）

1か月ごとに出店計画書を作成し、那覇港管理組合業務課（ふ頭係）に申請するものとする。

## 8 出店条件

### (1) クルーズ船入出港時の制限等

- ① 出店事業者は、クルーズ船入出港時刻や立ち入り制限、旅客者の動線等を把握したうえで、販売する商品や販売時間等を那覇港管理組合と事前に協議すること。
- ② 保安規制等により、立ち入りが規制される区域が設定された場合、規制区域内での営業行為は行うことはできない。
- ③ クルーズ船の寄港地によっては、植物・動物検疫等により販売できない商品がある。
- ④ ターミナル周辺のスペースは、ツアーバスやタクシーの乗降場所として使用されるため、バスやタクシー、旅客者の動線を確保し、バスやタクシーの乗降に支障とならないこと。
- ⑤ クルーズ船入港時は、ツアーバスやタクシーの配車を優先するため、臨時免税店による販売ができない場合がある。
- ⑥ 販売を終了する時間を厳守し、クルーズ船の出港を遅延させないこと。
- ⑦ 那覇港管理組合もしくは那覇クルーズ促進連絡協議会、船社等が、施設内でイベントやその他の業務を行う場合には、その活動を妨げないこと。

### (2) 事前承認港湾施設の承認について

- ① 出店事業者は、速やかに所轄税務署から事前承認港湾施設の承認を受けること。
- ② 事前承認港湾施設の承認が得られない場合には、免税販売を行うことができない。
- ③ 那覇港管理組合が事前承認港湾施設の承認を得ることができないと判断した事業者については、出店の許可を取り消す場合がある。

### (3) その他の事項

- ① 天候その他の理由により、船舶の入港予定が延期、もしくはキャンセルされた場合の損害について、那覇港管理組合はその費用等を負担しない。
- ② 臨時免税店の設置に伴うクレーム等、来客者等への対応は、出店事業者が責任をもって行うこと。
- ③ 出店事業者は、臨時免税店で販売した飲食物その他を飲食したことに起因し、食中毒又は伝染病、その他事故が発生したときは、責任を持って被害者に対応すること。

- ④ 臨時免税店を開設する場合、事前に、毎月ごとに出店計画書を添えて、那覇港管理組合業務課（ふ頭係）に港湾施設使用許可申請書を提出すること。
- ⑤ 臨時免税店の開設にあたっては、関連部署との事前調整を確実にを行うこと。
- ⑥ 加熱器具、火気の使用については、別途協議を要する。
- ⑦ 出店事業者が、臨時免税店の設置・運営に伴い、所管官庁等より指導を受けた場合等は、那覇港管理組合は出店の許可を取り消す場合がある。
- ⑧ 出店日の前日の15時までは、那覇港管理組合業務課（調整係）に入構申請書を提出し、入構申請を行うこと。

## 9 出店の申込み方法

下記書類を、2019年3月12日（火）17時までに、那覇港管理組合へ提出してください。

<提出書類>

- (1) 那覇クルーズターミナルでの臨時免税店出店申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 一般型消費税免税店を営業者であることを証する書類（輸出物品販売場許可申請書）（写し）
- (4) 以下のいずれかの書類
  - ・ 那覇市、浦添市に、本店もしくは本社を有することが確認できる書類（写し）
  - ・ 沖縄県商店街振興組合連合会に加盟する商店街振興組合の会員であることが確認できる書類（写し）
  - ・ 那覇市観光協会、浦添市観光協会のどちらかに加盟していることが確認できる書類（写し）
- (5) 納税証明書（※直近1年度分の沖縄県税の全税目完納証明書）
- (6) 納税証明書（※直近1年度分の市税完納証明書）

市税完納証明書については、「4 出店事業者の資格」の(5)の要件について、

①の場合 → 本店の所在地の市税完納証明書

②・③の場合 → それぞれに加盟する支店等の所在地の市税完納証明書

<提出先>

〒900-0035

沖縄県那覇市通堂町2番1号 那覇ふ頭船客待合所2階

那覇港管理組合 クルーズ推進課

【電話】 098-868-2582

## 10 出店事業者の決定

応募事業者が多数の場合は、抽選により出店事業者及び出店区画を決定する。

抽選日時等については、別途、対象となる事業者へ通知する。（抽選日は2019年3月19日（火）の予定）

なお、抽選はくじとし、抽選日、抽選開始時刻に遅れた事業者の参加は認めないものとする。